

平成 24 年 3 月 15 日

総務大臣 川端達夫 殿

D S L 事業者協議会
会長 三須 久

ソフトバンク B B 株式会社
代表取締役社長 兼 C E O 孫 正義

要望書

平成 24 年 3 月 6 日に開催されました情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会（第 23 回）にて提示がありました「とりまとめの方向性（案）」および今後の接続委員会における議論に関し、別紙のとおり要望いたします。

現在、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会において議論されております「分岐単位接続料設定の適否について」は、平成 22 年 12 月に取りまとめられた「光の道」構想（2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標）実現^{*1}のために、「競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当」との方針に沿って検討がなされてきたものと認識しております。

これは、「光の道」構想は、超高速ブロードバンド利用率が 30%強という状況や F T T H 市場における N T T 東西殿のシェアが依然上昇傾向（約 75%）^{*2}にあったことから、アクセス網のオープン化を進め、接続料の低廉化を図り、今後の F T T H 市場の活性化を図ることが極めて重要との認識に基づいており、「アクセス網のオープン化による F T T H 市場への新規事業者の参入促進」を求めるものと理解しております。しかし、「光の道」構想の取りまとめより 1 年が経過した現在においても、F T T H 市場における N T T 東西殿のシェアは依然として高いままで変わっておりません。

また、平成 22 年 12 月の取りまとめの方針は、一芯貸しを前提とした接続料設定が事業者の参入障壁になっているため、分岐単位接続料について具体的な検討を指示したものと理解しております。

一方、D S L 市場に関しては、平成 12 年 9 月の加入者回線のアンバンドル等により、1 ユーザ単位での競争が可能となり、A D S L 市場への新規参入・事業者間競争が実現し、料金が低廉化されたものと考えております。

本委員会において、「とりまとめの方向性（案）」では光配線区画の拡大とその光配線区画の拡大が完了するまでの間の補完的な措置としてのエントリーメニューの導入の方向性が示され、1 ユーザ単位での競争が可能な分岐単位接続料に関しては否定的な表現となっております。光配線区画の拡大については、一定程度の効果があるものと推測されるものの、新たな配線区画の整備に一定時間（少なくとも 2～3 年）を要することや 1 ユーザ単位での競争が可能となるわけではないことから、競争政策案としては不十分であると考えられます。また、エントリーメニューに関しては、現在の一芯単位接続料と何ら変わりはなく、新規事業者の参入を生み出していく環境構築が可能となると思えません。

以上を踏まえて、我々共は「アクセス網のオープン化による F T T H 市場への新規事業者の参入促進」の観点から、以下を要望いたします。本要望に沿って、1 ユーザ単位での競争が可能となる環境の整備、地域の視点を踏まえた検討が行われることにより、我々共は、これまで以上に I C T による地域の活性化や料金の低廉化・サービスの多様化に貢献できるものと考えております。

1. N T T 東西殿を含めた O S U 共用等、継続的な議論を行う場の設置について
 - ・ ファイバシェアリングや G C 接続類似機能等による N T T 東西殿を含めた O S U 共用、分岐単位接続料の実現に向け、技術・コストの課題について、更なる情報開示を含め、N T T 東西殿と接続事業者も含めた継続的な議論を行う場を設置すること

2. F T T H市場への新規事業者参入およびサービス競争促進実現のための分岐単位接続料設定を検討する場の設置について
 - 事業者間共用方式またはO S U専用方式において、F T T H市場への新規事業者参入およびサービス競争促進実現のための料金（分岐単位接続料）設定について議論を行う場を設置すること

※1 「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」（抜粋）

加入光ファイバ接続料算定の在り方については、競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、光サービスの利用率向上を図る観点から、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当である。

「光の道」構想に関する基本方針」（抜粋）

加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及びN T Tにおいて、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得る。

※2 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表より

以上